

令和7年度
「総合的なTPP等関連政策大綱」
フォローアップ（案）

令和8年5月18～22日
TPP等・米国関税措置総合対策本部事務局

はじめに

〔CPTPPの意義〕

2016年のTPP署名から10年、2018年のCPTPP発効から7年余が経過した。

CPTPPは、当初のTPPから米国が離脱した後、日本がリーダーシップを発揮して他国をまとめ上げ、一つの巨大な経済圏を作り出したものである。幅広い分野をカバーした高い水準の新たな共通ルールを維持し、世界に広めていくことは、我が国がこれまで進めてきた自由で公正な経済秩序の推進に資するものとして大きな意義を有する。

〔主な動向（2025年度）〕

ロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー供給の不安定化が続くとともに、米国による相互関税等の導入など、国際的な貿易体制が課題に直面している中で、CPTPPは、昨年11月に開催したTPP委員会（閣僚級会合）において、次のとおり主要課題に取り組むこととした。

- **新規加入**：ウルグアイの加入手続を開始するとともに、UAE、フィリピン及びインドネシアについても、オークランド3原則に沿っていることを確認し、適切であれば2026年に加入交渉を開始する。
- **協定の更新・強化**：CPTPPが高い水準を維持し、新たな課題に対処するという目的に適うものであり続けるために取り組まれてきた「第1回一般見直し」に関する勧告を承認し、当該勧告に基づき貿易の円滑化、デジタル貿易、サプライチェーンの強靱化等の分野における協定改正交渉等に着手する。
- **域外パートナーとの対話**：TPP委員会の機会に開催されたEU及びASEANとの第1回貿易投資対話において、ルールに基づく公正で開かれた多角的貿易体制の重要性について一致したところ、具体的な協力分野について今後議論する。

〔総合的なTPP等関連政策大綱のフォローアップ〕

我が国がCPTPPを含む経済連携協定を積極的に活用して経済成長を実現するため、2015年、「総合的なTPP等関連政策大綱」（以下「大綱」という。）を策定した。大綱では、政策目標の3本柱として、①輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み、②TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化、③分野別施策展開（農林水産業、食の安全・安心、知的財産等）を位置付け、政策目標ごとに定量的な成果目標（KPI）を設定している。併せて、大綱では政策目標の実現のための施策を示しているところ、これらの施策について定期的に点検・見直しを行い、各省予算要求や政府の方針を含めた施策改善につなげるためのフォローアップを実施している。

〔参考：これまでの実績等〕

2015年に大綱を策定して以降、2017年（CPTPP大筋合意、日EU・EPA大枠合意）、2019年（日米貿易協定署名）及び2020年（RCEP協定署名、新型コロナウイルス感染症対応）に直近の国際経済情勢等を踏まえた大綱改正を実施した。また、2018年度以降、大綱を改正した年度を除いて毎年度フォローアップを実施している。

2025年度（令和7年度）フォローアップについては、有識者委員（中嶋康博委員、三浦秀之委員、宮島香澄委員）による審議を経て、令和8年〇月〇日に公表。

〈目次〉

◇ ポイント

1 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み	… 1	3 分野別施策展開（農林水産業、食の安全・安心、知的財産）	… 3
2 T P P等を通じた国内産業の競争力強化・進化	… 2	4 政策大綱におけるK P Iと達成状況	… 4

◇ 主要施策の進捗状況報告

1 輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み		3 分野別施策展開	
（1）きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実		（1）農林水産業	
① T P P等の普及・啓発	… 5	①強い農林水産業の構築（体質強化対策）	
②中堅・中小企業等のための相談体制の充実	… 6	○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成	…28
（2）新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援		○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする 農林水産業・食品産業の体制整備	…29
①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化	… 8	○国際競争力のある産地イノベーションの促進	…30
②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進	…12	○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進	…31
③農林水産物・食品輸出の戦略的推進	…17	○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の 国際競争力の強化	…32
④インフラシステムの海外展開促進	…19	○持続可能な収益性の高い操業体制への転換	…33
⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備	…20	○農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林 水産業・地域の活力創造本部決定）の着実な実施	…34
2 T P P等を通じた国内産業の競争力強化・進化		②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）	
（1）T P P等を通じた国内産業のデジタル化・生産性向上		○米	…35
○イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進	…23	○麦	…35
（2）T P P等を通じた対内投資活性化の促進		○牛肉・豚肉、乳製品	…36
○地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大	…24	○甘味資源作物	…37
（3）T P P等を通じた地域経済の活性化の促進		（2）食の安全・安心	…38
①地域に関する情報発信	…26	（3）知的財産	
②地域リソースの結集・ブランド化		①特許・商標関係	…40
③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、 サービス産業の高付加価値化	…27	②著作権関係	…40
		③地理的表示（G I）関係	…42
		④植物新品種・和牛遺伝資源保護関係	…43
		（4）政府調達	…44
		（5）その他	…45

◇ 「総合的なT P P等関連政策大綱」を実現するための予算措置

1 令和7年度補正予算	…46
2 令和8年度当初予算	…47

輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み

主なKPIの達成状況と関連施策

(目標) セミナー・説明会参加者へのアンケート調査において、満足度80%以上
⇒**外務省：98.0% (令和7年度)**、**経済産業省：90.0% (令和7年)**
(外務省：93.9% (令和6年度)、経済産業省：94.7% (令和6年))

(関連施策) 中堅・中小企業等をはじめとする産業界への情報の提供 (外務省・経済産業省)
中堅・中小企業のための相談体制の充実 (財務省・経済産業省)

(目標) 2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円
⇒**34.8兆円 (令和5年度)**
(34.7兆円 (令和4年度))

(関連施策) 中堅・中小企業による海外展開を支援 (経済産業省)
越境電子商取引 (EC) の利用促進支援 (経済産業省)

近年の主な実績

(1) きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実

- TPP等の普及・啓発
 - 令和7年は50件の地方説明会等を開催し、丁寧な情報提供を実施。
- 中堅・中小企業等のための相談体制の充実
 - よろず支援拠点を各都道府県に設置し、相談体制を整備。
 - 日欧産業協力センターは、日EU間の貿易投資分野相談に78件対応 (令和6年度)。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化
 - 新輸出大国コンソーシアム(11,590社に会員証を発行、362名の専門家配置、1,128の参画支援機関(令和7年11月11日時点))による総合的支援を実施。
 - 世界の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置。令和6年度は、19か国57の連携先に商品を登録。延べ1,395社、8,072商品の輸出に成功。
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
 - 2025年日本国際博覧会(略称:大阪・関西万博)において、日本政府館を運営し、展示や各種媒体を通じて我が国の取組を発信(来館者数約181.3万人、約170の国・機関からの賓客を受け入れ)。
 - 宿泊滞在を含めた地域観光の魅力向上に向けて、コンテンツを起点とする地域一体となった官民連携の取組について、「コンテンツ地方創生拠点」として23か所選定(令和7年度)するなど、クールジャパン戦略を推進。
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進(農林水産省関係は3ページ)
 - JETROに「日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」を設置し、日本産酒類の情報発信を行うなど、国際的プロモーションや海外販路開拓支援等を実施。令和7年の日本産酒類輸出額は1,495億円(対前年比11.8%増)。
- インフラシステムの海外展開促進
 - 平成25年から政府戦略等を扱う関係関係会議を累次開催するとともに、令和6年に「インフラシステム海外展開戦略2030」を決定。
- デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備
 - アジア諸国を中心に、民法・民事訴訟法等の基本法令の起草のみならず、ビジネス環境に直接影響を及ぼし得る仲裁、調停、倒産法制や知的財産権に関する法律実務家の人材育成などを支援。
 - 令和7年度までに9つのEPAにおいてPDF ファイルでの原産地証明書(CO)の発給が実現するとともに、CO情報の電子的データ交換について、日インドネシアEPAに加え、令和7年度から日タイEPAでも運用を開始。

直近の主な成果事例

<新輸出大国コンソーシアム> (令和6年度)

株式会社アドレックス

- デジタルトルクレンチ及び関連ソフトウェア開発会社。海外販路の開拓と継続的な販売体制の構築を目指し、ハンズオン支援事業を利用。専門家支援のもと、初の海外現地展示会へ出展。
- スポット支援を利用し現地企業訪問のコンタクトを実施。ジェトロ専門家も同行し、契約内容の調整を支援。結果として、現地販売店契約を獲得。



製品写真



海外展示会での商談

<ジャパンモール事業> (令和6年度)

小玉醸造株式会社(連携EC事業者)

- オランダ・米国のECサイトにて特設サイトを開設し、日本酒を販売。
- 販売前に、バイヤーと販売動向・認知向上の方向性等についての協議を実施。戦略的なマーケティングを行った結果、プロモーション期間での販売数の大幅増加を実現。



Taste of Sakeのジャパンモール特設サイト

取組の確認・評価

- 新輸出大国コンソーシアムでは、中堅・中小企業等の新市場開拓が堅調に進んでいるほか、海外の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置すること等を通じた日本産酒類の輸出額も増加している。
- 相談窓口の利用者満足度や支援対象企業による市場開拓・事業拡大の成功率はKPIを達成している。また、海外への直接輸出・投資を行う中小企業の比率や日本発コンテンツの海外市場規模、インフラシステムの受注額のいずれも堅調な伸びを示している。

TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化

主なKPIの達成状況と関連施策

(目標) 外国企業の対内直接投資残高を2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とすることを旨とする

⇒**61.2兆円(令和7年末時点(一次推計値))**

(53.3兆円(令和6年末時点))

(関連施策) イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化、スタートアップの呼び込み(経済産業省)

地域への外国企業誘致促進(経済産業省)

(目標) 訪日外国人旅行者数について、2030年に6,000万人

訪日外国人旅行消費額について、2030年に15兆円

⇒**4,268万人(令和7年(暫定値))、9兆4,549億円(令和7年)**

(3,687万人(令和6年)、8兆1,257億円(令和6年))

(関連施策) TPP等を契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し(国土交通省)

近年の主な実績

(1) イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

●サイバー攻撃事案に対し、(一社)JPCERT/CCと各国のサイバー攻撃対応連絡調整窓口の間で情報共有・共同対処等を行ったほか、サイバーレスキュー隊(J-CRAT)により初動対応を支援。令和6年度のシステム異常等調整件数は15,078件、初動対応支援件数は431件。

(2) 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

●令和6年度は、1,192件の対日投資プロジェクトを支援し、104件の外国企業を誘致。また、J-Bridgeを通じて28件(令和6年度)の国内外企業の協業・連携事例を創出。

●半導体、ヘルスケア、水素等の分野において外国企業50社を「地域エコシステムへの外資誘致プログラム」にて招へいし、地域の企業・機関等とのマッチングを実施。

(3) 地域に関する情報発信

●食や農に関する滞在コンテンツの充実や情報発信などの取組を支援するとともに、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト・SNSを活用した情報発信等を通じ、日本の多様な食・食文化の魅力を訴求。

(4) 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

●地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせた、地域企業等が行う実証事業に対する支援を実施中。

●中小企業の経営改善計画策定支援を通じ、令和6年度の認定支援機関による経営改善計画策定支援決定件数は2,208件、早期経営改善計画策定支援決定件数は771件を計上。

直近の主な成果事例

<対内投資促進、協業・連携支援>(令和6年度)

LAVO Renewables(オーストラリア、環境・エネルギー)

●LAVO Renewablesは、金属水素化合物技術を用いた安全な水素エネルギー貯蔵システムを開発するオーストラリア企業。日本のグリーン水素アジェンダへの貢献、エネルギー安全保障の強化、グローバルな水素サプライチェーンの育成を目的に、2024年に日本法人を設立。

●ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター(IBSC)は、企業招へい、ビジネスマッチング、専門家コンサルテーション、マーケットレポート、人材派遣業者の紹介、国内VC及びCVCのリスト提供等の多面的な支援を実施。



水素エネルギー貯蔵システム

BECAMEX TOKYU × VIETCETERA(ベトナム)

●東急株式会社の子会社である BECAMEX TOKYU が、ベトナムのデジタルメディアスタートアップである VIETCETERAと連携。BECAMEX TOKYUが手掛けるビンズン新都市におけるイノベーションエコシステム形成に向けた取組を推進する計画。

●ジェトロが2023年11月に開催した「Innova Vietnam-Japan Fast Track Pitch 2023」を契機に協議がはじまり、J-Bridge等を通じて両社の協業を後押しし、協業が実現。



スタートアップエコシステムの構築

取組の確認・評価

○ 1,000件を超える対日投資プロジェクトの支援やJ-Bridgeを通じた日本企業と外国企業の連携支援を約300件実施することにより、外国企業の進出や国内企業との協業・連携が進み、対内投資の拡大につながっている。

○ 次世代コンピューティングやサイバーセキュリティの分野で調整・支援・技術開発が進められており、サービス産業の労働生産性の伸び率は+1.07%(2024年)を記録した(KPI: +2.0%(2025年まで))。

分野別施策展開（農林水産業、食の安全・安心、知的財産）

主なKPIの達成状況と関連施策

（目標）2030年の農林水産物・食品の輸出額 5兆円の目標達成
⇒ **1兆7,005億円（令和7年）**（1兆5,071億円（令和6年））

（関連施策）次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成（農林水産省）、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備（農林水産省）、国際競争力のある産地イノベーションの促進（農林水産省）、合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化（農林水産省）、持続可能な収益性の高い操業体制への転換（農林水産省）

近年の主な実績

（1）農林水産業

○ 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

●農地の集積・集約化に取り組む産地の担い手農業者が、米の生産コストを削減するため、農地の大区画化や排水対策等を行う取組を支援。事業完了している273地区において、生産コストを48%削減（令和8年3月時点）。

○ マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

●輸出に意欲的な事業者の輸出事業計画を延べ847件認定（令和8年4月末時点）。

○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進

●収益力向上に取り組む産地における農業機械・施設の整備等を支援。令和7年度において、評価対象のうち約6割の事業実施地区で販売額等の10%以上の改善を実現。

○ 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

●製材工場の大規模化等に必要な施設整備を支援。令和5年度までに整備完了した工場では、1日当たりの原木処理量が平均31%増加。

○ 持続可能な収益性の高い操業体制への転換

●意欲ある漁業者による生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器導入等を支援。漁業所得又は償却前利益の10%以上向上という成果目標に対して229%の達成度を実現。

（2）食の安全・安心

○ 食品安全に関する情報提供等

●原料原産地表示制度について普及啓発を実施（事業者へ向けた説明会の開催、相談窓口の設置、マニュアルの作成等。消費者へ向けたセミナーや大学等での講義、動画の作成等）。

○ 輸入食品に対する監視指導等

●令和6年度は、食中毒菌が付着した食品、有害物質に汚染された食品、残留農薬基準に不適な食品等を排除するためのモニタリング検査により、127件の法違反を確認。また、現地調査や二国間協議等を通じて、輸出国に対し原因究明及び再発防止対策を要請等した結果、韓国産青とうがらしの残留農薬（ヘキサコナゾール）など7品目3項目について検査命令解除。

（3）知的財産

○ 地理的表示（GI）関係

●国内でのGI登録を進めるとともに、改正GI法に基づき、日EU・EPAにおいて日本の107産品、日英EPAにおいて日本の108産品を相手国で保護（令和8年3月、いずれも酒類を除く。）。

○ 植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

●植物新品種については、海外流出・無断栽培の防止と国内管理の徹底に向け、令和7年7月に「優良品種の保護・活用に関する指針」を策定。和牛遺伝資源については、和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜人工授精所への立入検査及び譲渡契約の締結等の不正競争防止の取組を推進。

直近の主な成果事例

< 品目団体の認定・活動 >

- 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で掲げる輸出重点品目31品目のうち、コメ、りんご、牛肉等28品目に関する15団体について、品目ごとにオールジャパンで輸出促進を図る認定品目団体として認定（令和8年3月31日時点）。
- 令和7年度は、海外におけるジャパンブランドの確立や販路開拓に向けた市場調査及び課題解決に向けた実証等の活動を実施。

< 輸出支援プラットフォームの設置 >

- 米国、タイ、シンガポール、EU、ベトナム、香港、中国、台湾、マレーシア、UAEの10か国・地域、16拠点に輸出支援プラットフォームを設置（令和8年3月31日時点）。
- うち、令和6年度には、マレーシア及びUAEの2か国（2拠点）に設置。
- 現地系商流の開拓に向けた取組や現地事業者とのネットワークの構築等を実施し、輸出事業者等を支援。

< 海外で品種登録された品種 >（令和6年10月～令和7年9月）

- 韓国で登録：ぶどう「神紅」（島根県開発）
- EUで登録：いちご「恋みのり」（農研機構開発）
- 中国で登録：大麦「はねうまもち」（農研機構開発）



ぶどう「神紅」

取組の確認・評価

- 海外輸出に係る認定品目団体の増加や、輸出支援プラットフォームの設置等により、農林水産物・食品の輸出額は13年連続で増加するとともに過去最高を更新した。また、園芸、畜産・酪農、林業、水産業にわたる多様な経営部門において経営改善、生産性向上につながる取組が拡大している。

政策大綱におけるK P Iと達成状況

政策大綱におけるK P I	実績
政策目標1：海外市場の取り込み	
セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度80%以上。	経産省 90.0% (2025年) (94.7% (2024年)) 外務省 98.0% (2025年度) (93.9% (2024年度))
相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度80%以上。	経産省 95.7% (2024年度) (96.1% (2023年度)) 財務省 96.9% (2023年度) (97.3% (2022年度))
2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円。	経産省 34.8兆円 (2023年度) (34.7兆円 (2022年度))
総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上。	経産省 65.8% (2024年度) (63.0% (2023年度))
海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間(2025年まで)で10%向上。	経産省 17.8% (2022年度) (17.6% (2021年度))
2033年までに日本発コンテンツの海外市場規模を20兆円に拡大。	内閣府 6.1兆円 (2024年) (5.8兆円 (2023年))
2030年の農林水産物・食品の輸出額5兆円目標の達成。	農水省 1兆7,005億円 (2025年) (1兆5,071億円 (2024年))
2030年に45兆円のインフラシステムの受注。	内閣官房経協インフラ担当 32.5兆円 (2023年) (31兆円 (2022年))
政策目標2：国内産業の競争力強化・進化	
革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施。 2025年までにサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%。	経産省 1.07% (2024年) (1.38% (2023年))
外国企業の対内直接投資残高を2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とすることを目指す。	内閣府 61.2兆円 (2025年末時点 (一次推計値)) (53.3兆円 (2024年末時点))
訪日外国人旅行者数について、2030年に6,000万人。 訪日外国人旅行消費額について、2030年に15兆円。	国交省 4,268万人 (2025年：暫定値) (3,188万人 (2019年)、3,687万人 (2024年)) 国交省 9兆4,549億円 (2025年) (4兆8,135億円 (2019年)、8兆1,257億円 (2024年))
政策目標3：分野別施策展開 (農林水産業等)	
2030年の農林水産物・食品の輸出額5兆円目標の達成。 <再掲>	農水省 1兆7,005億円 (2025年) (1兆5,071億円 (2024年))

1 (1) ①TPP等の普及・啓発

(目標) セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度80%以上を目指す。

⇒ 98.0% (外務省、令和7年度)

90.0% (経済産業省、2025年12月)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業等をはじめとする産業界への情報の提供】

(外務省)

(1) 施策概要

CPTPP等を含むEPAのメリットを企業関係者等各層に説明する広報活動等を行うことにより、EPAの活用を推進し、日本企業の海外進出を支援する。

(2) 成果実績・活動実績

毎年1~2回程度の頻度でEPAの積極的な活用の促進を目的としたセミナーを開催。政策大綱決定以降、東京のみならず、仙台や四日市等各地で開催。令和2年以降は、参加者の利便性向上等のため、オンライン形式又はハイブリッド形式で実施、令和8年においては、3月に徳島市(ハイブリッド形式)で開催。

(3) 施策の今後の必要性

企業関係者を中心にCPTPP等の理解を深め、活用を促すため、今後もCPTPP等EPAの普及・啓発に努めていくことが必要。

(経済産業省)

(1) 施策概要

事業者のCPTPP等の活用促進のため、協定の内容やメリット、利用のための実務的な手続、さらに海外展開支援施策等について説明するセミナーを実施。

(2) 成果実績・活動実績

令和7年1月から令和7年12月までに全国各地で説明会を実施、参加した事業者に対するアンケート調査では目標としていた80%以上の満足度を達成。

(3) 施策の今後の必要性

RCEPの発効に伴い発生したトラブルへの対処事例の共有含め、これまで以上に各協定の活用を促すための周知や啓発、きめ細かな情報提供や利用支援が求められるところ、より効果的なセミナー実施や情報提供等を図ることが必要。

1 (1) ②中堅・中小企業等のための相談体制の充実

(目標) 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度80%以上を目指す。
⇒ 95.7% (令和6年度)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業のための相談体制の充実】

(経済産業省)(中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

(1) 施策概要

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として各都道府県に「よろず支援拠点」を設置することで経営課題の解決に向けた支援を実施。

(2) 成果実績・活動実績

よろず支援拠点設置数:47拠点(令和6年度)、アンケート調査:満足度95.7%(令和6年度)

(3) 施策の今後の必要性

外部環境の変化に伴い、中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題がより複雑化・高度化する中で、各々の経営課題に対応できる支援体制の構築が必要。

(経済産業省)(欧州における中小企業の国際化と競争力強化支援)

(1) 施策概要

日欧産業協力センターは、EU域内外が参加するエンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワークの日本におけるサポート機関として活動、日EU間の貿易投資分野における相談を実施。

(2) 成果実績・活動実績

日欧産業協力センターへの日EU間の貿易投資分野における相談件数:78件(令和6年度)

(3) 施策の今後の必要性

EUへの製品輸出に関わる法規制や規格、欧州市場への参入等の多岐にわたる問合せに対応していくことが必要。

1 (1) ②中堅・中小企業等のための相談体制の充実

(財務省)

(1) 施策概要

CPTPP等のEPA税率適用のためには、原産地規則に従い、輸入貨物が同協定締約国の原産品であることを輸入国税関に示す必要がある。税関では、輸出入者が円滑に手続きできるよう、ニーズを踏まえた支援を実施。具体的には、原産地規則等について、EPA利用支援セミナー開催による説明のほか、輸出入者からの各税関への照会対応、税関ホームページ・YouTubeでの一層の情報拡充やアンケート調査等による民間支援ニーズ把握等、適切な周知・支援を実施。

(2) 成果実績・活動実績

EPA利用支援セミナー等(税関主催で令和6年度に16回開催)において、輸出入者等を対象に説明を実施。また、各税関や原産地センターにおいて、輸出入者等からの原産地規則やEPA税関手続の照会に対応。令和5年度の日本税関のEPA等に関する原産地規則等の情報提供への満足度※は、上位4段階の指標については96.9%となっている。

(※)通関業者や製造業者等の事業者に対して、「大変満足」「満足」「どちらかといえば満足」「普通」「どちらかといえば不満」「不満」「大変不満」までの7段階評価で、アンケート調査をしたもの。

(参考)ASEAN諸国を含めた途上国税関に対しては税関手続の技術支援を実施している。

(3) 施策の今後の必要性

令和4年のRCEP協定発効により、我が国貿易総額に占めるEPA等発効済みの国・地域の割合が約8割となり、さらに、令和6年12月に英国のCPTPPの加入に関する議定書が発効、今後もEPAの利用増加が見込まれるため、各税関における照会対応、事業者ニーズを踏まえた税関ホームページにおける情報の一層の拡充等により、引き続き適切な周知を図っていく必要がある。またEPA関税の民間専門家(EPA関税認定アドバイザー)の養成及び活用支援が必要。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

(目標) 2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする。*

⇒ 34.8兆円 (2023年度現在)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指す。」(2010年度:12.8兆円)は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において当該目標を更新した(「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月閣議決定)にも当該目標が記載)。

総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。

⇒ 65.8% (2024年度現在)

海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間(2025年まで*)で10%向上させる。

⇒ 17.8% (2022年度現在) ※2020年度から2025年度まで(集計上の理由により年度単位での実績とする。)

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化】

(経済産業省)(中堅・中小企業海外展開支援事業)

(1) 施策概要

国、自治体、支援機関等で構成される新輸出大国コンソーシアムにおいて、専門家が計画策定から商談成立まで一貫支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和6年度までにハンズオン支援を実施した4,184のうち、成功社数1,880社、支援終了979社、取組中1,325社。
(令和6年度にハンズオン支援を実施した909社のうち、成約(見込みを含む。)者数は405社。)

(3) 施策の今後の必要性

目標の達成に向けて、海外展開に係るノウハウ・情報や人材が不足している中堅・中小企業等の課題を解決する新輸出大国コンソーシアムのハンズオン支援は、今後も継続が必要。

(経済産業省)(越境EC等利活用促進事業)

(1) 施策概要

海外主要ECサイトに、日本商品の認知度向上及び販売促進を目的とする「ジャパンモール」を設置、中堅・中小企業等による海外ECサイトでの日本商品の販売を支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和6年度は、CPTPP加盟国6か国及び英国を含む19か国57の連携先にジャパンモールを設置。延べ1,395社、8,072商品の輸出に成功。

(3) 施策の今後の必要性

目標の達成に向けて、中堅・中小企業等の海外展開のハードルを下げるのが重要。世界のEC市場が拡大する中、渡航や実店舗への出品が不要、かつ、中堅・中小企業等でも自社商品を世界中のバイヤーや消費者にアピールできる越境ECの活用支援は、今後も継続が必要。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

(経済産業省) (現地進出支援強化事業)

(1) 施策概要

相談対応、現地情報の提供、商談機会の提供、人材育成等により、中堅・中小企業の海外展開をシームレスに支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和6年度は、展示会・商談会等を通じて、延べ2,528社を支援し、海外展開成功件数 8,887件を獲得。

(3) 施策の今後の必要性

中堅・中小企業等の海外展開支援のニーズは高く、海外展開プロセスの進展度合いに応じて支援を実施する必要性は引き続き高い。

(経済産業省) (技術協力活用型・新興国市場開拓事業)

(1) 施策概要

日本企業が海外現地でビジネスを行う上で必要となる人材育成等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和6年度は、海外現地社員等865人の日本での研修、日本からの44人の専門家派遣、1,001人に対するオンラインによる研修、55件の寄附講座、開発途上国における日本企業の展開を支援することを目的とした29件のプロジェクト等を実施。

(3) 施策の今後の必要性

本事業は日本企業と相手国関係者の双方から高い評価を得ており、引き続き支援ニーズが高いため、継続が必要。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

【金融機関等による企業の海外進出支援】

(金融庁)

(1) 施策概要

金融機関等による企業の海外進出支援と経済状況の変化を活用するための金融仲介機能発揮支援・促進。具体的には、地域金融機関等に対し、「新輸出大国コンソーシアム」などの枠組みも活用しながら、海外進出や経営改革等に係る支援ニーズの的確な把握、企業への効果的な情報提供、助言、資金提供等を促進。

(2) 成果実績・活動実績

令和2年12月の大綱改訂後、令和7年12月末までに金融関連業界団体との意見交換会等を計6回実施。業界団体との意見交換会においては、事業者が期待する支援ニーズを的確に把握。改訂の機会等を捉えて、公的機関等とも連携しながら、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、海外進出や経営改革等に動き出す企業・事業者への適切な後押しを要請。

海外進出等の適切な後押しのため、金融機関は専門知識を有する職員の派遣を実施しており、日本貿易振興機構(JETRO)国内外事務所への実績は、令和7年12月末時点で累計82機関から270名。日本貿易保険(NEXI)と業務委託契約を締結している提携金融機関は、令和7年12月末時点で111機関。

(3) 施策の今後の必要性

CPTPPやRCEP協定等メガFTAの発効後、締結国を中心として海外進出実績は依然高水準である。今後も中堅・中小企業等の海外進出の進展が見込まれ、こうした企業等に対する支援ニーズは高く、引き続き当該施策を継続していくことが必要。

1 (2) ①中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化

【知的財産・標準の活用促進への支援】

(経済産業省)(国際出願促進交付金)

(1) 施策概要

中小企業やベンチャー企業等による国際出願を促進するため、特許協力条約の規定に基づく国際出願手数料等の一部を補助。

(2) 成果実績・活動実績

令和6年度:39件(8百万円)

(3) 施策の今後の必要性

資金的及び人的な制約により海外での知的財産権取得が困難な中小企業等に対して、国際出願の促進を図るため、料金支援を通じて海外における知的財産権の戦略的な保護・活用を推進していく必要がある。なお、令和6年1月1日以降の出願等からは本交付金を廃止し、より簡便な制度(手続時に所定の金額の一部を納付)に変えることで、出願人である中小企業等に対する更なる出願促進効果を見込んでいる。令和6年度で本事業は終了。

(経済産業省)(国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業、エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業)

(1) 施策概要

モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備が必要となる分野等について、国際標準原案の開発・提案、国内標準化体制を構築。

(2) 成果実績・活動実績(令和6年度)

国際標準化を実現した件数(国際標準の発行件数)129件

(3) 施策の今後の必要性

本施策の取組や成果を活用し、我が国として、令和17年度までに累計800件の国際標準発行件数の達成を目標としており、引き続き令和7年度以降も着実に実施していくことが必要。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) 2033年までに日本発コンテンツの海外市場規模を20兆円に拡大させる。 ※

⇒ 6.1兆円 (2024年)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させる。」は、今回の政策大綱フォローアップにおいて当該目標に更新する(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和7年6月閣議決定)にも当該目標が記載)。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【我が国コンテンツの海外展開支援】

(総務省)

(1) 施策概要

コンテンツ産業の国際競争力強化に向け、令和7年度から、ドラマなど実写コンテンツの製作・流通環境の整備を推進。

(2) 成果実績・活動実績

令和7年度の実績として、

- ・VFXなど先進的映像設備等を活用した製作支援(19件)
- ・タイにおける配信実証開始

(3) 施策の今後の必要性

引き続き上述の施策を実施するとともに、新たに企画開発段階からの海外展開を促進する取組を実施予定。

(経済産業省)(国際博覧会の出展を通じた対日理解促進)

(1) 施策概要

国際博覧会への出展を通じた対日理解促進。

(2) 成果実績・活動実績

2025年日本国際博覧会(略称:大阪・関西万博)において、日本政府館を運営し、展示や各種媒体を通じて我が国の取組を発信した。会期中の来館者数は約181.3万人であり、約170の国・機関の賓客を受け入れた。あわせて、大阪・関西万博の会場全体の建設・整備を進めるとともに、多くの途上国等が今次の万博に参加できるように必要な支援を行った。

(3) 施策の今後の必要性

今後開催される国際博覧会においても日本政府としての出展を行い、対日理解の促進を図る。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(内閣府)(クールジャパン戦略の推進)

(1) 施策概要

「新たなクールジャパン戦略」や「知的財産推進計画2025」等に基づき、アニメやマンガなどのコンテンツ分野については、コンテンツ産業の国際競争力の強化などに取り組むほか、インバウンド誘致、農林水産物・食品の輸出、地域の魅力発信等の横断的な取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

クールジャパン戦略の推進について、関係省庁において、インバウンド、日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出等の取組を行っているところ、内閣府における主な取組(令和7年度)は次のとおり。

- ・日本の魅力をストーリーとして発信する動画(ムービー)、外国人から共感を得られるストーリーとして展開するプロジェクト(事業)の表彰を実施。海外メディア・在外公館等関係機関と連携し、発信。
- ・クールジャパンの担い手等、様々な業種間でのネットワークを構築するため、総会を開催。
- ・クールジャパン関連分野におけるモデル事例の調査及びクールジャパンの担い手を集めた勉強会を実施。
- ・SNS等を活用した情報発信・共有やクールジャパン広報大使等による情報発信・機運醸成を実施。
- ・2025年4月30日～5月2日、大阪・関西万博会場内EXPOメッセ「WASSE」にて、アニメ・マンガ等に見る日本の魅力や、アニメ・マンガ等のゆかりの地の魅力を世界に発信。
- ・宿泊滞在を含めた地域観光の魅力向上に向けて、コンテンツを起点とする経済波及効果の大きい地域一体となった官民連携の取組について、「コンテンツ地方創生拠点」として2033年までに全国約200か所の選定を行うこととし、令和7年度は23か所を選定。

(3) 施策の今後の必要性

官民一体となってクールジャパン戦略を効果的に推進することにより、クールジャパン関連産業の海外展開や日本ファンの拡大を図るとともに、経済成長につなげることが必要。



「クールジャパン・プラットフォームアワード2026」
表彰式の様子



大阪・関西万博
「クールジャパンショーケース
アニメ・マンガツーリズム
フェスティバル」の様子



CJPF総会
「クールジャパンフロンティア
toward 2033」の様子

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

【TPP等域内での知的財産保護水準の向上への支援】

(経済産業省)

(1) 施策概要

我が国企業の模倣品対策支援等のため、JETROを通じて、中堅・中小企業向け等の普及啓発セミナー(各国の知財情報や侵害対策等を周知するセミナー)を実施、在外公館等と連携した相談体制を構築。また、海外政府機関職員(税関・市場監督等)を対象として、模倣品の取締りに関する実践的なノウハウ等の情報提供や意見交換を行う侵害対策セミナーを実施。さらに、知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のため、審査官派遣や研修生招へい等の審査協力・研修などを実施。

(2) 成果実績・活動実績

○我が国企業の模倣品対策支援等のための事業

- ・ JETRO国内外セミナー 82回実施(シンガポールなどで実施)(令和6年度実績)
- ・ JETRO相談窓口 9か国(シンガポールなど)のJETRO海外事務所において、現地進出企業の知財相談に976件対応(令和6年度実績)
- ・ 侵害対策セミナー 9回実施(中国、タイ、フィリピンなどで実施)、延べ約440名参加(令和6年度実績)

○知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための事業(令和6年度実績)

- ・ 国際研修指導教官派遣 7か国(マレーシア、ベトナムなど)に対し、延べ15名の指導教官(審査官)が研修を提供。
- ・ 産業財産権人材育成協力事業 延べ502人の海外知財関係者(研修生)に対し、研修を提供。
- ・ 世界知的所有権機関拠出金 世界知的所有権機関(WIPO)ファンド事業を通じ、118か国(マレーシア、ベトナム、メキシコ、ペルーなど)へ支援を実施。国際登録出願手続に関する条約へ加盟した支援対象国数が前年度比で4か国増加した。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き上述のセミナーや相談窓口対応、研修等を実施し、知財制度の整備を促進する必要がある。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作権等侵害防止のための普及啓発、人材育成支援のためのトレーニングセミナー等の海賊版対策の実施。

(2) 成果実績・活動実績

- ・著作権制度の普及促進や海賊版対策は、継続的に取り組むべき課題であり、一定の時点で成果を図ることは困難となっているところではあるが、令和7年度は、中韓東南アジア諸国等の政府関係者、官民、民衆が協働した国際的な協力体制構築に係る取組を実施し、インターネット上の海賊版対策に係るセミナーを実施した。
- ・WIPOへの拠出金を通じ、スリランカ、パキスタン、ラオス、バングラデシュ等のアジア太平洋地域の国々の政府職員、著作権等管理団体等を対象とした著作権等に係る研修プログラムを継続的に実施している。
- ・著作権の普及啓発動画を多言語で作成、動画配信プラットフォーム(YouTube)を活用し東南アジア地域で広告配信を実施。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、侵害発生国における普及啓発やセミナー等を実施し、著作権侵害防止のための環境整備を促進する必要。

1 (2) ②コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

【グリーン社会の実現に資する我が国の優れた環境技術等の海外展開支援】

(環境省)

(1) 施策概要

- ・(脱炭素技術):【該当予算:二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業】
二国間クレジット制度(JCM)は、途上国への優れた脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの排出削減への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標達成に活用するもの。「JCM資金支援事業」は、初期投資コスト等に資金支援することで脱炭素技術等の選択を促すことを目的。
- ・(廃棄物処理・リサイクル技術):【該当予算:国際資源循環促進事業(うち、我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進)及び資源循環分野の脱炭素化促進事業】
実現可能性調査、合同ワークショップ、研修、海外への情報発信等により我が国循環産業の海外展開を促進するもの。
- ・(水処理技術):【該当予算:我が国の優れた水処理技術の海外展開支援】
技術力と実現性が高い水処理技術の海外展開事業を公募し、実現可能性調査、現地実証試験を行うことで、我が国の優れた水処理技術の海外展開を促進するもの。
- ・(早期警戒システム):【該当予算:EWS協議会提案ビジネスモデル実装支援調査業務促進事業およびグローバルサウスにおける早期警戒システム導入】
我が国企業が比較優位を有する早期警戒システム関連サービス・技術の海外展開を促進するもの。

(2) 成果実績・活動実績

- ・(脱炭素技術): これまでに31か国とJCMを構築し、290件以上のプロジェクトを実施中(令和8年3月現在)。
- ・(廃棄物処理・リサイクル技術): 平成23年度～令和7年度までに延べ120件の実現可能性調査等を実施(令和8年3月現在)。
- ・(水処理技術): 平成25年度～令和7年度までに延べ36事業の実現可能性調査等を実施。
- ・(早期警戒システム): 令和5年度～令和7年度までに、5件のビジネスモデル設計や概念実証等を実施した。

(3) 施策の今後の必要性

- ・(脱炭素技術): 地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)では、官民連携で令和12年度までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標としており、今後も引き続きプロジェクト形成のための支援が必要。また、経協インフラ戦略会議で掲げられているように、我が国が比較優位を有するインフラの海外展開を促進させる施策としても重要。
- ・(廃棄物処理・リサイクル技術): 「インフラシステム海外展開戦略2030」(令和6年12月)に基づき、我が国の循環産業の国際展開を推進することが必要。
- ・(水処理技術): 「インフラシステム海外展開戦略2030」(令和6年12月)に基づき、我が国の優れた水処理技術の海外展開を推進することが必要。
- ・(早期警戒システム): 「インフラシステム海外展開戦略2030」(令和6年12月)に基づき、我が国の優れた早期警戒システム関連サービスの海外展開を推進することが必要。

1 (2) ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) 2030年の農林水産物・食品の輸出額 5兆円目標の達成を目指す。

⇒2025年の農林水産物・食品の輸出額は1兆7,005億円。13年連続で増加し、過去最高を更新。

※政策大綱(令和元年12月決定)に記載の目標「2019年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成を目指す。」は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において、当該目標を更新した「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)及び「経済復元と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)にも当該目標が記載

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【農林漁業者と中小企業との連携等による海外市場開拓】

(農林水産省)

(1) 施策概要

品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、輸出支援プラットフォームによる未開拓商流の開拓支援、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる現地消費者向け戦略的プロモーションの取組等を実施。

(2) 成果実績・活動実績

- 改正輸出促進法に基づき、輸出重点品目31品目のうち、28品目に関する15団体を認定品目団体として認定(令和8年3月31日時点)。
- 輸出支援プラットフォームを、米国、タイ、シンガポール、EU、ベトナム、香港、中国、台湾、マレーシア、UAEの10か国・地域、16拠点に設置。
- JFOODOでは和牛(米国、欧州)、水産物(米国、台湾、香港)、日本茶(米国、欧州)、日本酒(米国、香港、中国、英国、仏国、シンガポール、マレーシア)等について、SNSやメディア等を活用した情報発信、現地実店舗におけるPRによりジャパンプランド構築のための戦略的な消費者向けプロモーションを実施し、JETROでは海外見本市への出展(11回)、国内外の商談会等の開催(18回)等を通じた商談機会の提供や、輸出プロモーター(25名)による伴走型支援等を通じ、輸出事業者のサポートを実施(令和7年度)。

(3) 施策の今後の必要性

農林水産物・食品の更なる輸出拡大のために、関係省庁とも連携しつつ、市場調査や販路開拓への支援等による輸出先国の多角化、日系商流ではない現地系商流への売込み、輸出先国・地域の輸入規制の撤廃に向けた協議の加速化などの基本となる施策を引き続き推進する必要。

1 (2) ③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

【日本産酒類の輸出促進に向けた取組】

(財務省)

(1) 施策概要

日本産酒類の輸出促進に向け、国内・海外におけるプロモーション等による日本産酒類の情報発信、事業者の販路拡大支援、地理的表示(GI)の活用を含むブランド化推進等を実施。また、酒類製造者への技術指導・相談等の支援を実施。

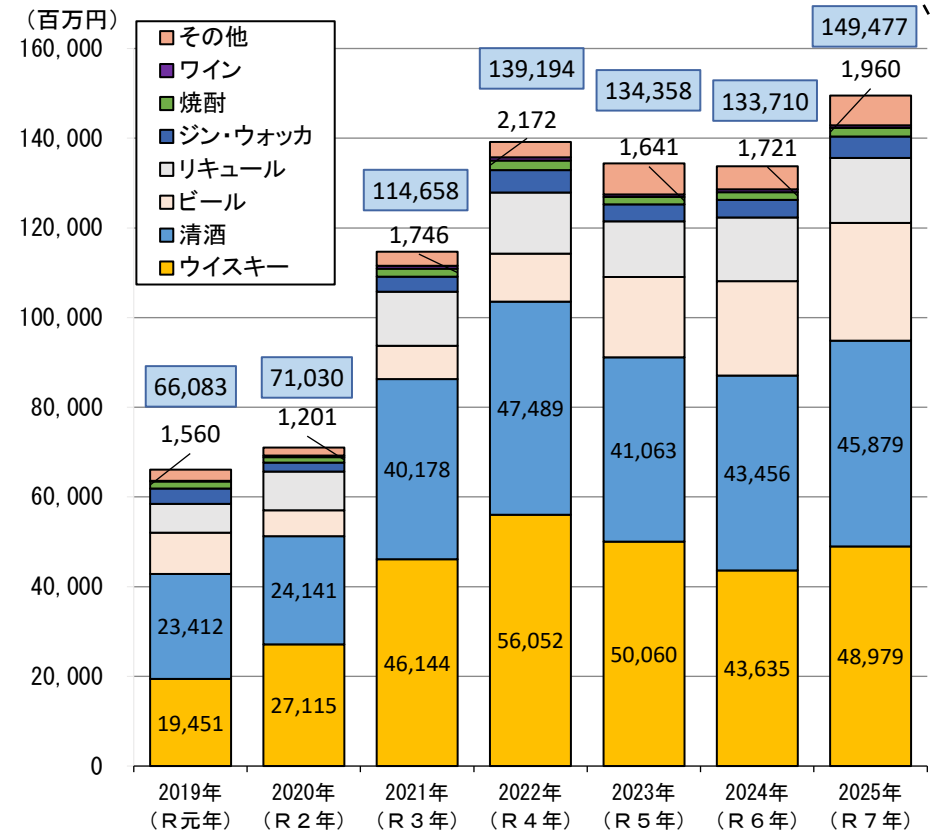
(2) 成果実績・活動実績

令和7年の日本産酒類の輸出金額は1,495億円(対前年比+11.8%)となり、過去最高額を更新。

令和7年度においては、ポーランドにおける日本産酒類の認知度向上のためのプロモーションの実施、海外大規模展示会への出展支援(11件)及び海外商談会(対面型やオンライン型)の開催(52件、18か国・地域)等による酒類事業者の販路開拓の支援や、酒類業振興支援事業費補助金による支援(酒類事業者の海外展開や酒蔵ツーリズムプラン策定の取組等、143件)、日本産酒類のGI新規指定(4件)などの各種施策を通じ日本産酒類の輸出促進に取り組んだ。

(3) 施策の今後の必要性

農林水産物・食品の輸出拡大を図る政府全体の方針を踏まえ、引き続き、日本産酒類の輸出拡大に向けた施策を実施していく必要がある。



日本産酒類の輸出金額推移

出展: 財務省貿易統計(令和8年2月10日時点の数値で作成)

1 (2) ④インフラシステムの海外展開促進

(目標) 2030年に45兆円のインフラシステムの受注を目指す。*

⇒ 32.5兆円 (2023年実績)

※政策大綱フォローアップ(令和6年6月)に記載の目標「2025年に34兆円のインフラシステムの受注を目指す」は、政策大綱フォローアップ(令和7年7月)において、当該目標に更新した(「インフラシステム海外展開戦略2030」(令和6年12月決定)に当該目標を記載)。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【インフラシステムの海外展開促進】

(内閣官房経協インフラ担当)

(1) 施策概要

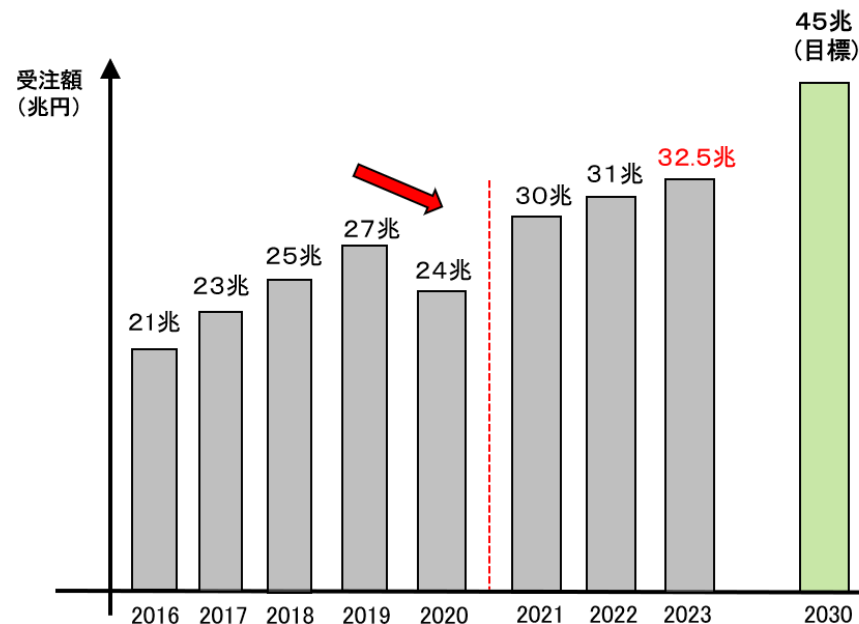
我が国のインフラシステムの海外展開について、政府戦略(インフラシステム海外展開戦略2030)に沿って、①我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力の強化、②経済安全保障等の社会的な要請への対応と国益の確保、③GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応、の実現に向けた施策を官民の緊密な連携の下で強力に推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・令和5年の受注実績は32.5兆円であり、令和12年の受注目標45兆円の達成に向けて堅調に推移。
- ・平成25年から政府戦略等を扱う関係閣僚会議を58回開催。(経協インフラ戦略会議、議長:官房長官)
- ・令和6年12月に開催された第58回経協インフラ戦略会議において、「インフラシステム海外展開戦略2030」を決定。

(3) 施策の今後の必要性

世界のインフラ市場は構造的な変化や国際情勢に起因する投資・事業環境や経済安全保障上のリスクが増加している一方、世界のインフラ需要は今後も成長が見込まれるところであり、政府戦略を踏まえ、関係省庁・機関が連携してインフラシステムの海外展開の取組に関する支援策等を講じ、成長の機会を捉えていくことが必要。



注: 2020年までは、「インフラシステム輸出戦略」に基づく受注実績。

2021年から海外現地法人売上等の計測等を精緻化するなど集計方法を変更

1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの): 【日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備】

(外務省)

(1) 施策概要

合同委員会や専門委員会の機会を通じて日EU・EPA及び日英EPAの運用状況の確認を行う。

(2) 成果実績・活動実績

EU及び英国と貿易統計を交換し、日EU・EPA／日英EPAの物品の貿易専門委員会等の機会を捉え、EPAの運用状況につき情報交換や意見交換を行っている。

(3) 施策の今後の必要性

日EU・EPA及び日英EPAの着実な実施を確保すべく、引き続きEUや英国における協定運用状況を聴取し、意見交換を行っていくことが重要。

(外務省)

(1) 施策概要

国際協力機構(JICA)を通じ、現地の産業、企業及び人材の育成支援を実施。その一環として、途上国からの研修員 に対してインターンシップや日本企業との交流機会を設けるなど、日本社会・文化や日本企業の経営マインドを理解した高度産業人材や行政人材を育成。

(2) 成果実績・活動実績

- ・JICAを通じ各種の人材育成事業を実施したほか、投資促進政策に関するアドバイザー派遣など、上流の環境整備に向けた協力を実施。
- ・JICAを通じた産業人材育成分野における長期研修事業として、令和元年度は134名、令和2年度は156名、令和3年度は162名、令和4年度は162名、令和5年度は147名、令和6年度は118名、令和7年度は104名(令和8年2月時点)を新たに受入れ。

(3) 施策の今後の必要性

TPP参加国等において、企業が進出しやすい環境整備を促進するとともに、日本企業の競争力強化にも貢献することが期待できるため、引き続き本施策を着実に実施していくことが必要。

1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

(経済産業省、財務省、外務省)

(1) 施策概要

原産地証明書(CO)のデジタル化による利便性向上。

(2) 成果実績・活動実績

令和7年度までに9つのEPA(日インドCEPA、日豪EPA、日チリEPA、日ベトナムEPA、日マレーシアEPA、AJCEP(ベトナム・マレーシア向け)、RCEP、日モンゴルEPA、日メキシコEPA)において、PDFファイルでのCO発給が実現した。さらに、令和8年度から日ペルーEPA及びAJCEP(タイ向け)についても実現される予定。CO情報を電子的に交換するデータ交換については、令和5年度から日インドネシアEPA、令和7年度から日タイEPAにおいて運用を開始したほか、AJCEPにおいて導入に向けた協議を進めている。

(3) 施策の今後の必要性

貿易ビジネス環境の整備やEPAの利活用促進を実現するため、関係当局が連携し、引き続きPDFファイルのCO受入れに向けEPA相手国に働き掛けるとともに、COのデータ交換については、ASEANとの実務的な協議を前進させ、国内実施インフラを整備する必要がある。

(経済産業省)(貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業)

(1) 施策概要

貿易業務の効率化・コスト削減、サプライチェーンの強靱化を目的に、貿易プラットフォーム(各種貿易文書や貿易決済のデジタル化、国際物流のオンライン一括手配や可視化といった、貿易手続全般のデジタル化と、貿易業務に携わる複数の関係者間でのデータ共有を可能にするサービス)の活用を通じて貿易手続のデジタル化を推進する。

(2) 成果実績・活動実績

令和6年度「貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金」を通じて、荷主・物流事業者による貿易プラットフォームとのシステム連携10件、貿易PFサービスの効果検証件5件及び貿易プラットフォーム間のシステム連携5件を支援。補助金事業に加え、令和5年11月以降、「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」を計5回開催し、荷主、貿易プラットフォーム提供事業者、関係省庁の3者で貿易手続のデジタル化や貿易プラットフォーム活用に向けた課題や対応の方向性を議論。検討会の議論内容を踏まえて、令和6年6月に貿易手続デジタル化に向けたアクションプランを公表。令和7年6月には荷主事業者、物流事業者、貿易プラットフォーム事業者、政府の4者で貿易プラットフォームの利活用を通じた貿易手続デジタル化に向けた取組状況や課題について議論するための「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた官民合同検討会」を開催。

(3) 施策の今後の必要性

貿易手続のデジタル化は、APECやG20など共同声明や成果文書で取り上げられるなど、国際的にも重要性が増してきているところ。地政学的リスク等から強靱なサプライチェーンの構築が急務となる中、我が国として引き続き貿易プラットフォームの普及を図りながら貿易手続のデジタル化を進めていく必要がある。

1 (2) ⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備

(法務省) (法制度整備支援の推進)

(1) 施策概要

アジア各国等の持続的発展及び法の支配を確立するための、法令起草支援、法制度の適切な運用・執行のための基盤整備支援、法律実務家の人材育成支援等を行うものであり、我が国企業の事業展開にとっても、重要な相手国のビジネス環境の整備を支援する。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ベトナム・カンボジア・ラオス・ネパール等で民法、民事訴訟法等の基本法令の起草やその運用を支援し、インドネシアでは仲裁・調停・倒産といったビジネスに関連する法制の支援のほか、知的財産保護法制に向けた支援、ウズベキスタンでは契約等を主要課題とした支援など投資環境整備に向けた活動を実施するとともに、法律実務家の人材育成にも力を入れて支援している。
- ・(令和7年度)共同研究等の対面での活動を中心に、オンラインのセミナーを併せて実施した。また、デジタル化に関する支援の要望に対応すべく、共同研究においてデジタル化に関する講義等を実施した。また、外国の法制や実務運用へのAIの技術の活用に関する調査を依頼した。さらに、新たにウクライナに対する共同研究等を実施したほか、タンザニア憲法司法省との間で法務・司法分野で協力する旨の協力覚書(MOC)を締結し、今後、具体的な活動が実施される予定である。

(3) 施策の今後の必要性

法の支配の下、適切な法制度の構築や適切な運用、それらを支える人材の育成については、アジア各国等の健全な経済成長のための法的基盤として不可欠であり、各国の自助努力を支援することは、ビジネス環境整備において、従来にも増して大きな意義がある。

特に、ビジネスと関連する制度(仲裁、調停、倒産といった制度や契約等の基本的法律概念の理解促進)につき法整備を実施することはいかなる態様のビジネスにも必要不可欠な基盤であり、これらの支援がビジネス環境の改善に与える影響は非常に大きい。

(厚生労働省)

(1) 施策概要

グローバル・サプライチェーンにおける人権の確保、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現が、開発援助における重要な課題となっている。我が国の企業にとっても、国際競争力の維持やリスク低減の観点から、サプライチェーン上の人権・労働基準の確保は重要な課題となっているが、進出先国の社会システムに起因する問題は個社の取組には限界もある。このため、国レベルで改善を図る目的で、国際労働機関(ILO)への任意拠出により、アジア地域におけるサプライチェーン上のディーセント・ワーク確保等の支援を行っている。

(2) 成果実績・活動実績

特定のサプライチェーンにおける労働者の現状把握のため、企業訪問による実地調査等を行うとともに、サプライチェーン上で生じている課題への政労使の対応能力向上のため、タイ、インドネシア、フィリピンの3か国において、社会対話、ビジネスと人権などに係るセミナー、ワークショップを通じた、政労使のキャパシティ・ビルディング等を実施。

(3) 施策の今後の必要性

サプライチェーン上の労働者の人権確保は、G7やG20といった多国間協調の場においても、グローバル・バリューチェーンにおける国際労働基準及び人権の確保、技術協力を含めたディーセント・ワークの実現の取組が求められている重要な課題である。本事業では、上記のとおり実態を踏まえて取組を進めてきたところであり、サプライチェーン上で生じている課題について引き続き対応していくことが必要。

2 (1) イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

(目標) 革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。

サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す。※

⇒ +1.07% (2024年)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「2020年にサービス産業の労働生産性の上昇率を2.0%にする」は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において、当該目標に更新した(「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月閣議決定)にも当該目標が記載)。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【イノベーション等による生産性向上促進】

(経済産業省)(サイバーセキュリティ経済基盤構築事業)

(1) 施策概要

サイバー攻撃事案に対し、(一社)JPCERT/CCと各国のサイバー攻撃対応連絡調整窓口の間で情報共有・共同対処等を行うほか、サイバーレスキュー隊(J-CRAT)により初動対応を支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和6年度のインシデント調整件数:15,078件、初動対応支援件数:431件

(3) 施策の今後の必要性

今後もサイバー攻撃の脅威が懸念されることから、国際調整及び初動対応支援を着実に実施する。

(経済産業省)(高効率・高速処理を可能とする次世代コンピューティングの技術開発事業)

(1) 施策概要

データ量と消費電力の著しい増大を解消するため、データ処理能力とエネルギー利用効率の向上を実現する次世代コンピューティング(量子、脳型、光コンピューティング)技術開発をハードとソフト双方から開発する。

(2) 成果実績・活動実績

量子コンピュータの高性能化に向けて低温制御可能なクライオCMOS(極低温下集積回路)や超電導制御回路などの技術開発の支援を実施し、実現につなげている。

(3) 施策の今後の必要性

生成AIの急速な進展により、クラウドでの情報処理量、それに伴う消費電力は増大を続けており、逐次処理を行うノイマン型コンピュータの高性能化に加えて、並列処理が可能な非ノイマン型の劇的な低消費電力及び高性能を両立する次世代コンピュータの開発の重要性はますます増大しているところ、本支援を実施していく必要がある。

2 (2) 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

(目標) 対内直接投資残高を2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とすることを
目指す。*

⇒ 61.2兆円 (2025年12月末：一次推計値)

※政策大綱 (令和2年12月決定) に記載の目標「2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する。」は、政策大綱フォローアップ (令和7年7月) において、当該目標に更新した (「対日直接投資促進プログラム2025」 (令和7年6月対日直接投資推進会議決定) にも当該目標が記載)。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策 (主なもの):

【イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化、スタートアップの呼び込み】

(経済産業省)

(1) 施策概要

- ・日本貿易振興機構 (JETRO) を外国企業誘致の一元的窓口とし、外国企業の日本進出を支援。スタートアップなどイノベーション創出に資する外国企業の誘致にも注力。
- ・JETROは国際的なオープンイノベーションを創出するためのプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を令和3年2月に立ち上げ、デジタル、グリーン等の分野において、日本企業とスタートアップを含む外国企業による協業・連携を促進し、国際的なオープンイノベーション創出を後押し。
- ※J-Bridge: スタートアップを含む日本企業と外国企業との協業・連携を促進するためのビジネスプラットフォーム。有望スタートアップを含む外国企業の紹介、マッチング・面談設定等、協業・連携に向けた支援をハンズオンで実施。

(2) 成果実績・活動実績

- ・対日投資プロジェクト: 令和6年度は、1,192件の対日投資プロジェクトを支援し、スタートアップ企業を含む104件の外国企業を誘致 (例: 金属水素化物技術を用いた安全な水素エネルギー貯蔵システムを開発するオーストラリア企業が東京都に日本法人を設立)。
- ・「J-Bridge」: 令和6年度は、287件の日本企業と外国企業との協業・連携支援を行い、28件の協業・連携事例を創出 (例: 東急株式会社の子会社である BECAMEX TOKYU が、ベトナムのデジタルメディアスタートアップと連携)。

(3) 施策の今後の必要性

対内直接投資は、海外の高度な人材・技術・資金の呼び込みにつながり、イノベーション創出やサプライチェーン強靱化、雇用創出・賃上げによる地域活性化、経営の高度化・海外販路拡大等による日本企業の成長等に貢献するもの。国内投資の拡大やイノベーション創出に貢献するため、地政学的リスクの変化等の国内外の環境変化を対内直接投資拡大の好機と捉え、取組を強化する必要がある。

2 (2) 地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大

【地域への外国企業誘致促進】

(経済産業省)(地域エコシステムへの外資誘致プログラム)

(1) 施策概要

「地域エコシステムへの外資誘致プログラム」を活用し、各地域の強みや特色をいかした効果的な外国企業誘致を推進。地域エコシステムの活性化や協業・連携につながり得る外国企業を招へいし、商談会やセミナー・シンポジウム等を実施。また、重点産業分野を中心とする在日外資系企業を対象に地域の投資環境の視察、地域企業・アカデミア等の交流を行うインダストリアルツアーを実施。

(2) 成果実績・活動実績

- ・令和7年度は3月時点で、地域重点産業外国企業招へい事業にて9件実施し、半導体、ヘルスケア、水素等分野において外国企業50社を招へい。招へい企業と各地域の企業・機関等とのマッチングを実施。
- ・在日外資系企業インダストリアルツアーを秋田にて実施。

(3) 施策の今後の必要性

地域への対日直接投資拡大に向け、上記プログラムの下、地方公共団体等による外国企業誘致活動をきめ細かく支援し、地域の魅力的なビジネス環境を更に積極的に対外発信していく必要がある。

(経済産業省)(J-GoodTech)

(1) 施策概要

国内中小企業と外国企業をつなぐビジネスマッチングサイトで、最適なビジネスパートナーとの協業や受発注等に結び付けられるよう出会いの機会を提供。

(2) 成果実績・活動実績

外国企業(CPTPP締約国であるマレーシア、シンガポール、ベトナムなどを含む。)と国内中小企業とのマッチング件数5,217件(令和6年度)、4,943件(令和7年度1月末時点)。

(3) 施策の今後の必要性

海外展開を模索している国内中小企業に対して、日本の優れた技術や製品等を求める外国企業との出会いの機会を提供することは必要。

2 (3) ①地域に関する情報発信

(目標) 訪日外国人旅行者数について2030年に6,000万人を目指す。※

⇒ 4,268万人 (2025年) 暫定値

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。」は、令和5年4月の政策大綱フォローアップにおいて「2025年までに2019年水準を超えることを目指す。」に更新したところであるが、政策大綱フォローアップ(令和7年7月)において、当該目標に更新した(「経済財政運営と改革の基本方針」(令和6年6月閣議決定)にも当該目標が記載)。

訪日外国人旅行消費額について、2030年に15兆円を目指す。※

⇒ 9兆4,549億円 (2025年)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。」は、令和5年4月の政策大綱フォローアップにおいて「5兆円を早期に達成することを目指す。」に更新したところであるが、政策大綱フォローアップ(令和7年7月)において、当該目標に更新した(「経済財政運営と改革の基本方針」(令和6年6月閣議決定)にも当該目標が記載)。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【TPP等を契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し】

(国土交通省)

(1) 施策概要

地域における食・食文化体験等の観光情報の発信や、食文化をはじめとする地域に根差した魅力ある観光資源を最大限活用し、インバウンドの戦略的な誘客を図る。

(2) 成果実績・活動実績

旅行者の各地域への周遊に向け、食や農に関する滞在コンテンツの充実や情報発信などの取組を支援した。

日本政府観光局(JNTO)ウェブサイト・SNSを活用した情報発信やニュースレター・オンライン広告の配信、旅行見本市出展等の幅広いプロモーションにより、日本全国に広がる多様な食・食文化の魅力を訴求している。

(3) 施策の今後の必要性

日本の食・食文化が訪日外国人旅行者から高い人気を得ていることを踏まえ、訪日プロモーション事業の展開等インバウンド誘客に向けた取組が引き続き必要である。

2 (3) ③地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

(目標) サービス産業の労働生産性の伸び率が、2025年までに2.0%となることを目指す。(再掲) ※

⇒ +1.07% (2024年)

※政策大綱(令和2年12月決定)に記載の目標「2020年にサービス産業の労働生産性の上昇率を2.0%にする」は、政策大綱フォローアップ(令和4年4月)において、当該目標を更新した「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月閣議決定)にも当該目標が記載。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【中小企業等、サービス産業の高付加価値化に係る取組】

(経済産業省)(認定支援機関による経営改善計画策定支援事業)

(1) 施策概要

自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者の経営改善取組を進めるべく、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士・中小企業診断士・公認会計士等)を活用して行う経営改善計画の策定と、その後のフォローアップを支援。

(2) 成果実績・活動実績

認定支援機関による経営改善計画策定支援決定件数：27,545件(平成27年11月25日から令和7年3月末までの累計実績)

認定支援機関による早期経営改善計画策定支援決定件数：18,094件(平成29年5月から令和7年3月末までの累計実績)

(3) 施策の今後の必要性

中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。人手不足や原材料・エネルギー価格の高騰に加え、いわゆる「ゼロゼロ融資」の返済開始や借入金利の上昇など、複合的な課題に直面しており、引き続き経営改善に対するニーズは高い。コロナ禍で債務が増えた中小企業者の多くは、業績や資金繰りの先行きについて不安を抱えており、経営改善のための事業計画策定、アクションプランの明確化、伴走支援による計画の実効性向上等の必要性は高い。

3 (1) ① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

（目標）2030年の農林水産物・食品の輸出額 5兆円目標の達成を目指す。

⇒2025年の農林水産物・食品の輸出額は1兆7,005億円。13年連続で増加し、過去最高を更新。（再掲）※

※政策大綱（令和元年12月決定）に記載の目標「2019年の農林水産物・食品の輸出額 1兆円目標の達成を目指す。」は、政策大綱フォローアップ（令和4年4月）において、当該目標を更新した「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済観望と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）にも当該目標が記載

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成】

（農林水産省）（農地の更なる大区画化・汎用化の推進）

（1）施策概要

農地の集積・集約化に取り組む地区の担い手農業者が、米の生産コストを削減するため、農地大区画化や排水対策等を行う取組を支援。

（2）成果実績・活動実績

成果実績：事業実施により米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、取組前と比較し10%以上コストを削減させるとの目標を設定。

事業完了している273地区においては、生産コストを48%削減し、米の生産コストは9,247円/60kgを達成。

活動実績（整備面積）：令和6年度補正までで延べ27,811ha

（3）施策の今後の必要性

事業完了地区では、米の生産コストの削減を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、生産コスト削減等による生産基盤の強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する必要がある。

3 (1) ① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備】

（農林水産省）（輸出環境整備緊急対策事業）

(1) 施策概要

農林水産物・食品の輸出額目標5兆円の達成に向け、輸出先国・地域の規制に対応した環境整備に取り組み、国内生産基盤の強化を図るため、必要な取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

令和2年の農林水産物・食品輸出本部設置後、施設認定等の輸出環境を整備（例：米国向け水産物取扱認定施設を467施設から155施設増加、EU向け水産物取扱認定施設を75施設から72施設増加（令和8年3月末時点））

(3) 施策の今後の必要性

TPP等による関税撤廃の効果を最大限活用し、農林水産物・食品の輸出額目標を達成するため、輸出先国から求められる規制への対応は輸出を行う前提として必要。一方、海外でニーズがあるにもかかわらず、輸出先国の規制等に対応ができていないために輸出できない産品は依然として多いため、食品製造施設の認定や登録等の輸出環境整備を推進することが必要。

（農林水産省）（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策）

(1) 施策概要

5兆円目標の実現に向け、食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

輸出先国の基準に対応した加工施設等の整備等29件支援（令和6年度補正予算事業における支援事業者数、令和8年3月末時点）。

(3) 施策の今後の必要性

TPP等による関税撤廃の効果を最大限活用し、農林水産物・食品の輸出額目標を達成するため、輸出先国の基準・条件等に対応した加工施設等の整備・認定を加速化させることが必要。このため、食品製造施設について、輸出向けHACCP等に対応するための施設・機器の整備を推進することが必要。

※参考：本項目「マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備」の一環として、輸出に意欲的に取り組む事業者の輸出事業計画を合計847件認定（令和8年4月末時点）している。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【国際競争力のある産地イノベーションの促進】

(農林水産省)(産地生産基盤パワーアップ事業)

(1) 施策概要

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援。また、輸出事業者等と農業者が共同で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績:事業実施年度から2年後に販売額、生産コスト、労働生産性のいずれかの10%以上の改善等の成果目標を設定。令和7年度において、評価対象のうち約6割の事業実施地区が成果目標を達成。

活動実績(産地パワーアップ計画等承認件数(令和7年3月末現在)): 2,884件

※内訳:平成28年度:742件、平成29年度:553件、平成30年度:230件、令和元年度:407件、令和2年度:259件、令和3年度:233件、令和4年度:190件、令和5年度:156件、令和6年度:114件

(3) 施策の今後の必要性

事業を実施した多くの産地では、販売額の増加、生産コストの削減等の成果が着実に発現しており、成果目標が未達成の産地についても都道府県等による指導を行いつつ、効果の発現に取り組んでいる。今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要の対応、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、引き続き効果検証を行いつつ、事業を継続し、農業の国際競争力を強化していく必要がある。

3 (1) ① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進】

（農林水産省）（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）

(1) 施策概要

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な畜産経営体の収益性の向上等に必要な施設整備及び機械の導入の取組を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業実施地区が販売額、生産コスト、農業所得のいずれかを事業実施年度から5年以内に10%改善するとの成果目標を設定。
事業実施地区では、現時点で約7割が成果目標を達成。

具体的な効果の例として、

①飼料生産を強化した酪農経営体では、作付面積が23%拡大(1,437件平均)

②牛の観察を強化した肉用牛繁殖経営体では、受胎率が2.7%向上(2,081件平均)

など成果は着実に上がってきている。

活動実績（取組件数）：平成27年度補正：8,683件、平成28年度補正：6,466件、平成29年度補正：9,298件、平成30年度補正：6,819件
令和元年度補正：5,209件、令和2年度補正：6,338件、令和3年度補正：4,607件、令和4年度補正：3,551件
令和5年度補正：2,952件

(3) 施策の今後の必要性

事業を活用した畜産経営体では、生産量の増加、販売額の増加、生産コストの削減等を実現。また、令和2年に改定された政策大綱の実現に向け、国内外の需要に応えるため、需給等の状況も考慮しつつ、畜産・酪農の生産基盤の強化等を推進することとしている。このため、引き続き、令和2年に改定された政策大綱に基づき、効果の検証と必要な見直しを行いつつ事業を継続し、今後の関税引下げの影響への備えや輸出機会の拡大も踏まえ、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化する必要がある。

（農林水産省）（畜産クラスターを後押しする草地整備の推進）

(1) 施策概要

畜産クラスター計画に基づき地域ぐるみで効率的な飼料生産を進めるため、収穫作業の受託や大型機械に対応した草地整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業実施により飼料作物の単位面積当たり収量を取組前と比較し25%以上増加させることを成果目標と設定。

事業完了している96地区では、飼料作物の単位面積当たり収量が35%増加している。

活動実績：令和6年度補正までで延べ47,310ha

(3) 施策の今後の必要性

事業完了地区では、飼料作物の単位当たりの収量増を実現。事業効果の検証と必要な見直しを行いつつ、事業を継続し、草地整備による効率的な飼料生産を進め、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現する必要がある。

3 (1) ① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化】

（農林水産省）（林業・木材産業国際競争力強化総合対策（大規模・高効率の加工施設の整備等））

(1) 施策概要

木材製品の国際競争力強化に向けて、低コスト化等に資する合板・製材・集成材工場の大規模化や高効率化に必要な施設整備を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業完了後3年以内に1日当たりの原木処理量を2割以上増加するとの目標に対し、平成27～令和4年度補正で令和5年度中までに整備完了した施設（全322件）は、原木処理量が平均31%増加（1,242万m³/年（整備前）→1,621万m³/年（令和6年度））。

活動実績（施設数）：平成27～令和6年度：363件（令和7年度見込み：41件）。

(3) 施策の今後の必要性

段階的な関税率の引下げが続くことから、事業効果の検証と必要な見直しを行い、合板・製材の国産シェアの拡大、構造用集成材等の木材製品の競争力を高める対策を講ずる必要がある。

（農林水産省）（林業・木材産業国際競争力強化総合対策（原木の低コスト生産の促進））

(1) 施策概要

合板・製材・集成材工場等に対する原木の低コスト安定供給に向けて、間伐材生産、路網整備、高性能林業機械等の導入等を支援。また、木材生産等の省力化・省人化に向けた伐採・造林作業の自動化や遠隔操作技術の導入・実証を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：原木処理量の増加を目標に取り組む加工施設等に対し、間伐材を約120万m³供給（令和6年度）。高性能林業機械を導入した436事業体では、間伐等の生産性が平均21%向上（6.37m³/人・日（整備前平均）→7.72m³/人・日（令和6年度））。

活動実績（間伐実施面積・路網開設延長・機械導入数）：平成27～令和6年度：249,465ha・16,711km・894台
（令和7年度見込み：29,943ha・1,281km・43台）

活動実績（自動化・遠隔操作技術の導入・実証）：令和7年度：3件

(3) 施策の今後の必要性

森林資源の持続的利用に向けた再造林等を含め、木材製品の国際競争力強化を図る上で原木供給の低コスト化と安定供給に向けた対策を講ずる必要がある。

3 (1) ① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【持続可能な収益性の高い操業体制への転換】

（農林水産省）（水産業競争力強化緊急対策）

(1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」等に基づき、意欲ある漁業者による生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業開始年度を含め5年以内の漁業所得又は償却前利益の10%以上向上を成果目標と定め、個々の事業実施者による漁業所得・償却前利益額の成果目標額に対する割合の平均を成果実績として、成果目標（10%以上向上）に対する達成度を計算すると令和5年度の達成度は229%と目標を上回っている。

（機器等導入台数）平成27年度～令和6年度：9,854台、令和7年度（令和8年3月末時点）：719台（漁船用エンジンやノリ乾燥機等の導入支援を実施。）

(3) 施策の今後の必要性

漁業所得又は償却前利益の増加は、水産業の成長産業化を図る上で重要であり、事業効果の検証と必要な見直しを行い、引き続き持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進していく必要がある。

(1) 施策概要

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、競争力強化のために必要となる施設の整備等を支援。

(2) 成果実績・活動実績

成果実績：事業の終了年度から3年度以内に所得の向上等を目標として定めているところ、令和6年度までに目標年度に達した計画のうち、目標達成は約66%（令和6年度速報値）。

活動実績：荷さばき施設、鮮度保持施設の整備等計324件に対する支援を実施（令和8年3月末時点）

(3) 施策の今後の必要性

広域的な産地市場の統合・重点化は、水産改革の柱である水産業の成長産業化を図る上で重要であり、引き続き競争力強化のために必要となる施設の整備等を推進していく必要がある。

3 (1) ① 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の着実な実施】
（農林水産省）（生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組み）

(1) 施策概要

良質かつ低廉な農業資材の供給を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法（支援法）に基づく取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ 全農における生産資材の購入方法を以下のように変更し、一部の資材で価格引下げを実現。
 - ① 高度化成肥料等の銘柄を絞り込み、銘柄当たりの生産数量を拡大。
 - ② メーカーから担い手に直接配送する大容量規格農薬の普及面積を拡大。
 - ③ 担い手からの要望を踏まえた機能の機種を共同購入することで、大型トラクター及び中型トラクターの価格引下げを実現。さらに令和6年4月から4条刈コンバインを供給開始。
- ・ 平成30年8月以降、支援法に基づく資材供給調査の結果を公表。

(3) 施策の今後の必要性

資材価格低減に向けた取組に一定の進展が見られる。引き続き、農業競争力強化プログラム等に基づく施策を推進することが必要。

（農林水産省）（生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立）

(1) 施策概要

農産物流通等の合理化を図るため、農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法（支援法）に基づく取組を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（食品等流通法）に基づき、食品流通事業者の合理化計画を456件認定（令和7年9月末時点）するとともに、令和7年10月1日からは、同法を改正した食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく計画認定制度の下、流通合理化事業活動計画を22件認定（令和8年3月31日現在）したところ。また、食品等流通調査を実施して令和7年3月に公表。改正卸売市場法に基づき、39都市の64市場の中央卸売市場を認定（令和7年4月1日時点）。
- ・ 支援法に基づき、農産物流通・加工事業者の事業再編計画を33件認定（令和8年1月末時点）。

(3) 施策の今後の必要性

これまで支援法に基づく事業再編計画の認定件数には一定の進展が見られており、流通・加工業界の構造改革を実現するため、引き続き事業再編等を推進。また、食品等流通法に基づく合理化計画の認定件数にも一定の進展が見られ、情報技術を活用した業務の効率化、標準仕様パレットの導入等による物流効率化、コールドチェーン確保等による流通の高度化等の取組が進められてきたところ、引き続き、物流効率化、品質・衛生管理の高度化等に資する卸売市場施設の整備や、中継共同物流拠点の整備等を推進していくことが必要。

3 (1) ② 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【米】

(農林水産省)(政府備蓄米の買入れ)

(1) 施策概要

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ。

(2) 成果実績・活動実績

CPTPPの発効に伴い、令和元年産米から政府備蓄米の運営を見直し、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に加えて、同協定に基づく豪州枠の輸入量に相当する量の国産米を政府備蓄米として買入れ。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じた経営安定対策であり、各国のCPTPPへの加入状況等に応じて、「国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給に与える影響を遮断する。」という目的を維持することを前提に必要な見直しを検討しつつ、引き続き継続的に実施することが必要。

【麦】

(農林水産省)(麦のマークアップ引下げ(経営所得安定対策))

(1) 施策概要

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落する中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施。

(2) 成果実績・活動実績

経営所得安定対策のうち、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の令和8年産からの交付単価について、CPTPP及び日米貿易協定の発効に伴う影響を踏まえて算定。

(3) 施策の今後の必要性

協定発効に伴う影響が生じる令和13年度まで単価に加算するとともに、経営所得安定対策を継続的に実施する必要がある。

3 (1) ② 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【牛肉・豚肉】

(農林水産省)(肉用牛肥育経営安定交付金、肉豚経営安定交付金)

(1) 施策概要

畜産経営の安定に関する法律に基づき、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び肉豚経営安定交付金(豚マルキン)は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金(国3:生産者の積立金1)として交付する制度。

(2) 成果実績・活動実績

標準的販売価格が標準的生産費を下回った際に交付金を交付し、生産者の経営安定を図った。
活動実績(令和6年度):牛マルキン交付額は256億円、豚マルキン交付額は実績無し。

(3) 施策の今後の必要性

牛マルキン及び豚マルキンは、協定の発効に併せて法制化。今後の関税引下げの影響に備え、継続的かつ適切に運用する必要がある。

【乳製品】

(農林水産省)(加工原料乳生産者補給金制度)

(1) 施策概要

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳(脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け生乳)となる生乳の生産者に対して生産者補給金等を交付。

(2) 成果実績・活動実績

加工原料乳生産者補給金の対象となる加工原料乳に平成29年度から生クリーム等の液状乳製品を追加補給金単価を一本化。これにより、乳製品ごとの需要に応じた柔軟な生乳供給の促進に寄与。

(3) 施策の今後の必要性

今後も乳製品の関税引下げが継続する中、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、継続的かつ適切に本施策を運用する必要がある。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策（主なもの）：

【甘味資源作物】

（農林水産省）（糖価調整制度）

（1）施策概要

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき、輸入加糖調製品からの調整金を徴収し、国内産糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施。

（2）成果実績・活動実績

CPTPP発効に合わせて、輸入加糖調製品からの調整金（令和元年度から令和7年度にかけて累計約599億円）を徴収し、国内産糖の競争力強化を図るとともに、国産甘味資源作物生産者等への交付金支援（令和元年度から令和7年度にかけて累計約2,899億円）による経営安定対策を着実に実施。令和7・8年産交付単価をCPTPP等の発効に伴う影響を踏まえて算定。

（3）施策の今後の必要性

協定発効に合わせて講じた経営安定対策であり、継続的に実施する必要がある。

3 (2) 食の安全・安心

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【食品安全に関する情報提供等】

(消費者庁)

(1) 施策概要

食品事業者は、平成29年9月から開始された新たな加工食品の原料原産地表示制度について、経過措置期間(令和4年3月末)終了までの間に、順次、全ての加工食品について、原料原産地表示を実施することになったため、説明会の開催、相談窓口の開設、事業者マニュアルの作成・配布等を通じて、食品事業者が円滑に新制度へ対応できるよう支援を行ってきた。完全施行後も依然として説明会の開催要望があるため、引き続き、事業者からの求めに応じて説明会への講師の派遣等を行う。また、消費者が正しく表示を理解できるよう、説明会の開催や資料(パンフレット・リーフレット等)の作成・配布を通じて、消費者への積極的な普及・啓発を図る。さらに、消費者が正確な情報に接し、自らの判断により消費行動が行うことができるよう食品の安全に関する意見交換会や情報提供等のリスクコミュニケーションを実施する。

(2) 成果実績・活動実績

平成29年9月の新制度開始以降、新制度についてのパンフレット等の作成・配布を行うとともに、説明会やセミナー等に職員を派遣し(令和4年度:20件、令和5年度:32件、令和6年度:22件、令和7年度:27件(令和8年2月時点))、消費者・事業者に対する普及啓発を実施した。また、令和7年度からは学生へ向けた出前講義(50校(令和8年2月時点))や、動画作成(再生回数約9千回(令和8年2月時点))を新たに行い、更なる制度の周知・普及を行っている。また、食品安全に関するリスクコミュニケーションについて204回(平成30年度:26回、令和元年度:38回、令和2年度19回、令和3年度:7回、令和4年度:31回、令和5年度:28回、令和6年度:36回、令和7年度19回(令和8年2月時点))実施した。

(3) 施策の今後の必要性

消費者に対しては、新たな加工食品の原料原産地表示制度を十分に活用できるよう、積極的に普及・啓発を実施する必要がある。また、引き続き消費者が正確な情報に基づく適切な消費行動を行うよう、食品安全に関するリスクコミュニケーションを実施し、積極的に情報提供を行う必要がある。

3 (2) 食の安全・安心

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【食品安全に関する情報提供等】

(農林水産省)(加工食品の原料原産地表示制度の普及・啓発)

(1) 施策概要

平成29年9月に制度化された加工食品の原料原産地表示について、経過措置期間が終了し、令和4年4月から完全施行された。農林水産省は、この経過措置期間において、全ての事業者がこの新制度に対応できるよう、消費者庁と連携し、相談窓口の開設、事業者向けマニュアルの作成・配布を行い、同マニュアルを活用したセミナーの全国での開催などを通じて、事業者への支援を実施し、経過措置後もマニュアルの周知等の支援を行う。

(2) 成果実績・活動実績

平成29年9月以降、新制度についての事業者向けマニュアルを作成・配布し、同マニュアルを活用したセミナーを全ての都道府県において開催(平成29年度10地区(計13回)、平成30年度18地区(計18回)、令和元年度20地区(計23回))。令和2年度及び令和3年度は、事業者が実際に原料原産地表示に取り組む際の注意点を解説した動画等を作成し、事業者への普及・啓発に努めた。令和4年度以降は、引き続きマニュアルの周知を図るとともに、食品表示の適正化に取り組んでいる。

(3) 施策の今後の必要性

原料原産地表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報である。引き続き、関係機関とも連携しながら食品表示の適正化に取り組むことが必要。

【輸入食品に対する監視指導等】

(厚生労働省)

(1) 施策概要

食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制を推進する。

(2) 成果実績・活動実績

- ・モニタリング検査: 令和5年度101,096件(計画件数100,109件)、令和6年度100,982件(計画件数 100,224件)
- ・現地調査及び二国間協議等: 令和5年度は10か国(うちCPTPPで2か国、EUで6か国)、令和6年度は5か国(うちCPTPPで2か国、EUで1か国)にて実施。

(3) 施策の今後の必要性

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、輸入食品の安全性確保に万全を期すため、監視体制及び輸出国における衛生対策の推進を図る必要がある。

3 (3) ①特許・商標関係/②著作権関係

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【特許審査体制の整備・強化】

(経済産業省)

(1) 施策概要

- ・特許審査体制について、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するため、登録調査機関による先行技術文献調査を実施。
- ・商標審査体制について、高い水準で推移する商標登録出願に対応し、審査の効率化をより促進するため、「商標の拒絶理由横断調査事業」を実施。

(2) 成果実績・活動実績

- ・特許審査について、登録調査機関による先行技術文献調査(令和6年度:13.1万件)を実施。令和6年度の権利化までの期間は平均13.0月(令和5年度:平均13.8月)。
- ・商標審査について、商標の拒絶理由横断調査事業による拒絶理由該当性調査(令和6年度:3.0万件)を実施。令和6年度の権利化までの期間は平均7.8月(令和5年度:平均7.3月)。

(3) 施策の今後の必要性

特許・商標等の審査体制の整備・強化は、審査の効率化や質の向上を通じて、早期の権利化による模倣品対策や、権利の安定性向上等に寄与するもの。今後とも、必要な審査体制の整備・強化に取り組んでいくことが必要。

【TPP整備法による著作権法の改正事項の周知】

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作権等の保護期間の延長を始めとしたTPP整備法による著作権法の改正事項について、適切に運用されるよう、文化庁の著作権セミナーや関係団体への研修等の機会を通じた周知を行う。

(2) 成果実績・活動実績

文化庁ホームページにおいて、改正の趣旨や改正内容に関する解説、著作物等の保護期間の延長に関する詳細なQ&A等について情報発信を行った。また、本改正法の施行日(平成30年12月30日)以降、現在に至るまで、都道府県等職員、教職員・ICT支援員、図書館等職員を対象とした講習会や、広く一般国民を対象としたSNS発信をはじめとした普及啓発プロジェクトを実施。TPP整備法による著作権法の改正事項を含め、著作権制度全般について周知している。

(3) 施策の今後の必要性

著作物等の保護期間の延長を始めとしたTPP整備法による著作権法の改正事項に関する周知はこれまで円滑に進んでいるが、改正後の著作権法が適切に運用されるよう、引き続き、機会を捉えて周知する。

3 (3) ②著作権関係

【著作物等の利用円滑化】

(文部科学省)

(1) 施策概要

著作物等の利用円滑化のため、権利情報集約化のための調査研究、著作権契約書のひな型を含むガイドラインの普及・啓発、写り込みに関する権利制限規定の対象の拡充や研究目的に関する権利制限規定の創設等の社会的諸課題への対応、柔軟性のある権利制限規定の具体的な事例を含むQ&Aの策定・周知等を通じた活用促進、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入等のライセンス体制の整備等を進める。

(2) 成果実績・活動実績

- デジタル化・ネットワーク化に対応した柔軟な権利制限規定について、平成30年の著作権法改正を踏まえ、規定を活用した新たなサービスのニーズ募集などを実施。
- 教育の情報化に対応した権利制限規定について、令和2年4月28日から、令和2年度に限り補償金額を特例的に無償として制度が開始され、関係団体で規定の運用に関するガイドラインを策定し運用を実施(令和3年度から有償の補償金による本格実施を開始。)。令和5年度における補償金の申請教育機関設置者数は3,345件、教育機関数は35,553件、補償金収受額は約51億円。
- アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定について、関係団体で規定の運用に関するガイドラインを策定し運用を実施。
- 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定について、権利制限規定の対象となる障害者の範囲を拡大するとともに、著作物の音訳等ができる主体の範囲を拡大し、従前よりも多くの団体において運用を実施。
- 令和2年6月に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大、行政手続に係る権利制限規定の整備、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入について、令和2年10月1日に施行。
- 令和5年5月に「著作権法の一部を改正する法律」が成立し、①著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の利用を円滑化するための裁定制度の創設、②文化庁長官の指定・登録を受けた民間機関(窓口組織)による当該裁定制度等に係る手続の簡素化について改正し、施行に向けて、①については関係政省令等の整備を、②については民間機関の指定・登録を令和7年度に完了。
- web3.0時代において大量で多種多様な著作物の権利処理を迅速、円滑に進めるに当たり、簡素で一元的な権利処理を可能とするため、分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理に不可欠な「分野横断権利情報検索システム」に係る調査研究を実施。

(3) 施策の今後の必要性

- 簡素で一元的な権利処理を可能とするため、令和7年度に構築した分野横断的な権利情報の検索が可能となる「分野横断権利情報検索システム」の利用促進に向けた取組を進める必要がある。
- 柔軟な権利制限規定については、当該規定を活用した新たなサービスの円滑な実施に資するよう、規定の活用促進に向けた産業界等のニーズの把握や周知等を行っていく必要がある。
- その他社会的諸課題への対応、円滑なライセンス体制の整備等について、著作物の利用円滑化に向けて引き続き検討を行っていく必要がある。

3 (3) ③地理的表示 (GI) 関係

【地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等】

(農林水産省)(地理的表示の相互保護制度を活用した農林水産物の輸出促進等)

(1) 施策概要

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法)に基づき、農林水産物等のGI登録を進めるとともに、条約等の国際約束により、諸外国とのGIの相互保護を進めるなど、侵害行為に適切に対応。

(2) 成果実績・活動実績

- 国内産品として167産品が登録(令和8年3月)。また、日EU・EPA及び日英EPAに基づき、EUで日本の107産品、英国で日本の108産品を保護。(令和8年3月、いずれも酒類を除く。)
- インバウンド向けツーリズムへのGI活用を始め、GIの更なる活用によりジャパブランドとして販路開拓を推進。
- 日EU・EPA及び日英EPAの保護の活用に向け、当該地域内におけるGI不正使用の実態を定期的に調査。

(3) 施策の今後の必要性

- 輸出の促進には海外での模倣品対策が不可欠であることから、輸出指向のある産品のGI保護制度活用を進めるとともに、引き続き諸外国との相互保護を推進することが必要。
- ジャパブランドの活用を推し進めるため、日本のGI保護制度に係る国内外への情報発信やGI産品の魅力訴求の強化に取り組むことが必要。

3 (3) ④植物新品種・和牛遺伝資源保護関係

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【植物新品種の保護の促進】

(農林水産省)

(1) 施策概要

我が国が開発した優良な植物新品種が海外に流出し、産地が形成される場合、農産物輸出の障害となることから、海外における品種登録(育成者権取得)を進め、優良な品種の戦略的なライセンスにより、海外からのロイヤルティを得て、知的財産の保護や、新たな品種開発への還元を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・ 海外流出・無断栽培の防止と国内管理の徹底に向け、令和7年7月に「優良品種の保護・活用に関する指針」を策定。
- ・ 海外での品種登録出願を支援した439品種のうち、275品種が海外で育成者権を取得し(令和7年9月現在)、これらの品種については、海外での侵害に対して栽培差止め等の権利行使が可能。また、海外で侵害が疑われる場合は、育成者権者による侵害対策を支援。
- ・ 海外での日本品種の無断栽培の実効的な抑止をしつつ、海外からの稼ぎにつなげるため、育成者権管理機関の早期の立上げに向けた取組を推進。

(3) 施策の今後の必要性

引き続き、海外での品種登録や侵害対策を支援するとともに、優良品種の戦略的な海外ライセンスを推進するため、育成者権管理機関の早期立上げ・事業化を進めることが必要。

【和牛遺伝資源の保護の促進】

(農林水産省)

(1) 施策概要

和牛遺伝資源について流通管理対策を実施するとともに、知的財産的価値の保護を推進。

(2) 成果実績・活動実績

家畜改良増殖法に基づく立入検査等の実施、同法に基づく家畜人工授精所の開設者による都道府県知事への運営状況の報告等のための全国システムの運用・機能強化及び家畜人工授精師等に対する法令遵守の徹底のための研修会の開催など適正流通を確保するための取組を推進。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に基づく和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約のひな形の普及等による不正競争防止の取組を推進。

(3) 施策の今後の必要性

和牛は、我が国で作出された固有の品種であり、その遺伝資源は、我が国畜産業における競争力の源泉の一つとなっていることから、和牛肉の輸出拡大や国内生産基盤の強化を図る上で、引き続き和牛遺伝資源の保護に万全を期していくことが必要。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの): 【地方公共団体等への情報提供】

(総務省)

(1) 施策概要

- 地方公共団体等に対して政府調達の合意内容に関する情報提供を実施。

(2) 成果実績・活動実績

- 平成29年7月(日EU・EPA大枠合意)から令和2年11月にかけて、関係地方団体等に対して、以下のとおり説明を実施するとともに、所属する地方公共団体への連絡を依頼。
 - ・全国知事会(都道府県東京事務所長等説明会への出席、事務局への説明)
 - ・全国市長会(会長(山口県防府市長)、行政委員長(東京都立川市長)及び事務局への説明)
 - ・指定都市市長会(事務局への説明)
 - ・中核市市長会
(中核市市長会会議への出席・説明、中核市市長会東京事務所への説明、中核市市長会事務担当者会議への出席・説明)その他、地方公共団体等の要望に応じて日EU・EPA交渉の合意内容に関する説明会において説明を行った。
- さらに、日EU・EPA及び日英・EPAの発効に際し、政府調達に関する事項について、地方公共団体等に対して通知。協定発効後には、協定の遵守に係るフォローアップのための事務連絡を发出(直近では令和6年10月)。
- 加えて、令和6年における地方分権改革に関する提案を受け、令和7年1月の全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、「県報又は市報に相当するもの」(附属書Ⅲ)については、WTO 政府調達協定及び政府調達に関する規定を有するその他の経済連携協定等の国際約束の規定により必要とされる公示に関する要件を満たす限り、県報又は市報に代えて、公示を電子的媒体により行うことが可能であることを周知。
- また、政府調達に関する地方公共団体等からの問合せに対して、協定内容等を丁寧に説明。

(3) 施策の今後の必要性

- 引き続き、地方公共団体等に対し、政府調達に関する事項を正確かつ丁寧に説明する。

■ 政策大綱実現に向けた主要施策(主なもの):

【国際経済紛争処理に係る体制整備事業】

(外務省)

(1) 施策概要

投資家と国との間の紛争解決(ISDS)の応訴・予防に関する専門家による研修実施、ISDSの先例に関するデータベースを含めた資料整備、国内外における専門家からの情報収集等を通じ、ISDSを始めとする国際経済紛争処理への対応を強化。

(2) 成果実績・活動実績

- ・関係省庁及び地方自治体が出席するISDSに関する研修を、平成28年度(2016年度)以降毎年開催し、ISDSの予防を呼び掛け。
- ・投資関連協定及びISDSに関する基礎的な事項に関し、関係省庁及び地方自治体へ紛争予防のアプローチを実施。
- ・一定の知識を有する外務省員等に対し、ISDSへの対応能力を強化するための実務的なセミナー・ワークショップ(演習を含む。)を実施。
- ・CPTPPに基づく投資家と国との間の紛争解決(ISDS)等の事案の動向等を第三国として継続的にフォロー。
- ・ISDSの判例に関する専門家の研究会に参加。
- ・国内外の実務家・研究者との意見交換を月1回程度の頻度で実施。

(3) 施策の今後の必要性

国際経済紛争処理を通じた我が国の国益の確保及びCPTPPを含む国際経済ルールの整備を国民が安心できる形で推進する観点から、引き続き効率的かつ効果的に現在の施策を推進し、紛争事案のフォロー、研修及び資料環境の整備等を通じて応訴体制の一層の強化が必要。

【越境取引による消費者トラブルへの対応強化】

(消費者庁)

(1) 施策概要

国際化の進展により電子商取引等による越境取引の増加が見込まれることから、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)による越境取引への対応策を推進する。また、我が国の越境消費者トラブルに関する消費者の相談窓口である「国民生活センター越境消費者センター(CCJ)」において、トラブル解決のために必要な支援を行うとともに、消費者庁はCCJと海外の消費者相談機関等との連携関係構築に向けた取組等を支援している。

(2) 成果実績・活動実績

CCJでは年間8千件程度の越境消費者トラブルの相談対応を行っている。

(3) 施策の今後の必要性

特定商取引法の適切な運用を行っていくことが必要。また、越境取引が拡大していく中、日本の消費者が安心して海外事業者との取引を行えるよう、CCJの機能を強化し、越境取引による消費者トラブルに関する相談対応を適切に行うことが不可欠。

3 (5) その他

【皮革・皮革製品産業の競争力強化】

(経済産業省)

(1) 施策概要

皮革関連産業の競争力強化に向けた取組を進める。

(2) 成果実績・活動実績

基金造成法人において、なめし革製造業者及び革靴製造業者等を対象に、各事業者が行う設備投資等(最新皮なめし用ドラムなど)への支援を行うとともに、販路開拓、ブランド化等の事業を実施している。本取組により、生産性向上や事業の多角化等を推進している。

令和5年度の皮革関連産業製造業者の国内出荷額については、最終目標2,465億円に対して4,054億円。

(3) 施策の今後の必要性

基金の最終目標年度である、令和13年度末までに皮革関連産業の競争力強化を達成できるよう本施策を実施する必要がある。今後も引き続きより効果的・効率的に基金事業を実施する。

【個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を可能とするための環境整備】

(個人情報保護委員会)

(1) 施策概要

信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: Data Free Flow with Trust)の推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することを支援、そのニーズ等に応じて複数の選択肢(相互認証の枠組み、国際的な企業認証制度、グローバルなモデル契約条項(MCC: Model Contractual Clauses)等)から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進。

(2) 成果実績・活動実績

- ・日EU間の相互認証の枠組みについて、令和7年9月、「学術研究分野における協議が成功裏に終了したことを歓迎するとともに、公的部門への十分性認定の対象範囲の拡大に関する協議を更に強化することを決定」した旨の、共同プレス・ステートメントを発出した。また、日英間の相互認証の枠組みについても、令和7年4月、「協議が着実に進行していることを歓迎し、拡大後の枠組みが2026年春までに実現することを目標として作業を加速させる」旨の共同プレス・ステートメントを発出した。
- ・国際的な企業認証制度であるグローバル越境プライバシールール(CBPR: Cross-Border Privacy Rules)については、効率的なアウトリーチ活動を実施するための実態調査を実施。
- ・グローバルなMCCについては、既存のMCCに関する共同調査に向けてシンガポール等との間で協議を実施。

(3) 施策の今後の必要性

デジタル社会の進展に伴い、個人情報を含むデータの安全・円滑な越境移転の重要性が更に増す中、DFFTのなお一層の推進及び具体化に努めていく。特に、多国間の会合や二国間の会談等を通じて、引き続き、複数の選択可能な越境移転スキームの導入促進を図っていく。